平成２４年（フ）第７１号
長野県下伊那郡松川町元大島1461番地　エレガンスハイツ丸山102号、前住所長野県下伊那郡下條村陽皐845番地１
債務者　藤本　義方
１　決定年月日時　平成24年11月13日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年１月15日まで
長野地方裁判所飯田支部

平成２４年（フ）第８２６号
愛知県小牧市大字東田中197番地１　リバーマウスⅠ―201号
債務者　谷　　豊彦
１　決定年月日時　平成24年11月12日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年１月15日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第２０１７号
愛知県愛西市北一色町昭和161番地１　ワンピース101号
債務者　花木　　誠
１　決定年月日時　平成24年11月12日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年１月15日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第６３７号
兵庫県尼崎市稲葉荘２丁目17番13号
債務者　立川　玄太
１　決定年月日時　平成24年11月12日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年１月15日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２４年（フ）第２４７号
兵庫県明石市西明石町２丁目10番11号　サニーハイツ103号
債務者　岬　扶早子
１　決定年月日時　平成24年11月13日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年１月15日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２４年（フ）第１６０号
鳥取県米子市八幡289番地３
債務者　中村美基子
１　決定年月日時　平成24年11月13日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年１月15日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２４年（フ）第８７号
愛媛県北宇和郡鬼北町大字近永731番地
債務者　田淵　秀人
１　決定年月日時　平成24年11月13日午前10時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年１月15日まで
松山地方裁判所宇和島支部

平成２４年（フ）第７４６号
北九州市小倉南区長行西１丁目10番９号
債務者　有川英二郎
１　決定年月日時　平成24年11月13日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年１月15日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２４年（フ）第９６号
佐賀県唐津市鎮西町塩鶴2816番地３
債務者　坂本ひろみ
１　決定年月日時　平成24年11月13日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年１月15日まで
佐賀地方裁判所唐津支部

平成２４年（フ）第２９号
長崎県対馬市上対馬町琴714番地、前住所広島市中区吉島西３丁目４番25―404号
債務者　財部久美子
１　決定年月日時　平成24年11月13日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年１月15日まで
長崎地方裁判所厳原支部破産係

平成２４年（フ）第３０５号
宮崎市学園木花台北３丁目２番地　市営住宅215棟２号
債務者　山崎　幸子（旧姓柴田）
１　決定年月日時　平成24年11月13日午後１時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年１月15日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第３１８号
宮崎市大字恒久949番地１　ハイツナガトモⅡ202号
債務者　山元　愛美
１　決定年月日時　平成24年11月13日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年１月15日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第１３８号
宮崎県都城市高城町有水2779番地
債務者　柳橋　友和
１　決定年月日時　平成24年11月13日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年１月15日まで
宮崎地方裁判所都城支部

平成２４年（フ）第１４４号
宮崎県都城市下長飯町953―７、住民票上の住所宮崎県都城市山田町山田3880番地３
債務者　中瀬　一良
１　決定年月日時　平成24年11月13日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年１月15日まで
宮崎地方裁判所都城支部

平成２４年（フ）第１４９号
宮崎県小林市南西方3598番地２
債務者　下別府麻伊
１　決定年月日時　平成24年11月13日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年１月15日まで
宮崎地方裁判所都城支部

平成２４年（フ）第２３８号
富山県中新川郡上市町正印789番地４　エレガンスコート上市Ⅰ102号
債務者　野島　武雄
１　決定年月日時　平成24年11月12日午後１時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年１月16日まで
富山地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第２３１号
広島県福山市幕山台１丁目９番19号、旧住所広島県福山市幕山台１丁目12番３号　サンハイツ幕山Ｂ101
債務者　高山　美鈴
１　決定年月日時　平成24年11月13日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年１月16日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係